

報 道 資 料

平成 24 年 5 月 28 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、石田
直通 0742-27-8348
庁内内線 2349、2388

奈良県情報公開審査会の第 138 号答申について

行政文書の不開示決定に対する異議申立てについての諮問第 146 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 24 年 5 月 25 日
- ◎ 実 施 機 関：土木部 道路建設課
- ◎ 対 象 行 政 文 書：大和郡山広陵線における未買収地の用地交渉がない理由及び根拠
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不 開 示 理 由：「大和郡山広陵線における未買収地の用地交渉がない理由及び根拠」に係る行政文書の作成又は取得をしていないため不存在
- ◎ 審 査 会 の 結 論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：

○行政文書の不存在について

異議申立人は、「大和郡山広陵線における未買収地の用地交渉が無い理由および根拠」を記載した文書の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書の作成又は取得をしていないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

異議申立人は、大和郡山広陵線の未買収地について用地交渉がない理由を求めているが、実施機関の説明によると、①当該未買収地の所有者との裁判が係属中であったこともあり、結果的に継続的な交渉が行われない状況になった、②用地交渉の経過その他必要な事項については、土木部が用地交渉について定めている用地事務処理要領第 5 条第 2 項の規定により、用地交渉日誌又は交渉経過表を作成することになっていることから、実施機関において用地交渉日誌及び交渉経過表を確認したが、異議申立人が主張するような記録は存在しなかった、③用地交渉を行っていない理由を記録するように定めたものはないが、念のため、他に本件開示請求の対象となるような行政文書がないか確認したところ存在しなかった、とのことである。

当審査会事務局においても、郡山土木事務所で保有する当該土地所有者に係る用地交渉日誌及び交渉経過表を確認したが、異議申立人が主張するような記録は存在しなかった。

また、異議申立人は、平成 23 年度地方特定道路整備事業要望書において、用地費の予算が平成 24 年度に計上されており、平成 23 年度までは用地を購入する予算がないことが用地交渉がない理由ではないかと主張しているが、実施機関の説明によると、用地費の予算を計上していない事案であっても予定外に買収の目途がついたような場合は、予算の流用措置や土地開発公社の用地先行取得の手法で買収することができることから、予算措置をしていないから用地交渉ができないということはないとのことである。

したがって、本件開示請求に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

① 開 示 請 求	平成 23 年	5 月 11 日		
② 決 定	平成 23 年	5 月 25 日	付けで不開示決定	
③ 異 議 申 立 て	平成 23 年	6 月 14 日		
④ 諮 問	平成 23 年	7 月 1 日		
⑤ 経 過	平成 23 年	12 月 13 日	第 150 回審査会	審議
	平成 24 年	1 月 31 日	第 151 回審査会	審議
	平成 24 年	3 月 16 日	第 152 回審査会	審議
	平成 24 年	5 月 15 日	第 153 回審査会	審議